

新テロ特措法の再可決強行に抗議する議長声明

去る1月11日、政府・与党は衆議院本会議でテロ特措法案を再可決・成立させた。

憲法59条2項は衆議院での再可決を規定するが、法律案は両院で可決されてはじめて成立するというのがあくまで民主主義の大原則である。両院制の趣旨は、民意の忠実な反映にある。現在の参議院は、新テロ特措法の問題を含む諸問題に対する直近の民意が反映された構成であり、この参議院において同法案が否決された。また世論調査でも、給油活動を「再開すべきだ」41%に対し、「このまま中止すべき」が50%。衆院の3分の2で再議決することにつき「支持しない」が57%と大きく上回るなど（「毎日」2007年12月18日付）、同法案の成立に反対する民意は明らかであった。この民意からすれば、憲法59条2項によって衆議院が再可決するにしても、給油活動に関するさまざまな疑惑が問われていながら、これに対する情報を十分に提供せず、給油活動がそもそも国際貢献としていかほどの意味を持つのかの議論がほとんどなされていないことから、それらの情報提供を行った上で、あえてこの法律が必要なのかを慎重に議論すべきであった。

しかるに、与党は、参議院の否決後数日で衆議院の再可決を強行した。これは、国民世論を踏みにじるもので、断じて許されない。

新テロ特措法が定める海上支援活動は、米軍のアフガン・イラク攻撃を支援するものであり、憲法9条2項の禁ずる武力行使にあたることは明らかである。

アフガニスタン・イラクでは、アメリカの対「テロ」戦争のもと民間人を含む多数の死傷者が出ており、情勢は日々泥沼化している。旧テロ特措法が失効し、インド洋の自衛隊が撤退したことにより、日本が米軍の軍事行動への加担ではなく、真に平和的な国際貢献への道を歩み出す絶好の機会が生まれていた。

しかるに、政府・与党は国際公約(対米公約)であるとして、二度の会期延長までして、自衛隊再派遣のため採決を強行したのである。

国民世論と憲法9条を踏みにじり、米政府に追従して、再び「テロとのたたかい」という泥沼に足を踏み出すことは、日本の進路を大きく誤るものである。青年法律家協会弁護士学者合同部会は、新テロ特措法の成立に断固抗議し、政府の自衛隊再派遣を許さない国民世論を大きく広げることを強く呼びかけるものである。

以 上

2008年2月8日

青年法律家協会弁護士学者合同部会
議 長 井 上 聡